

江北町情報コミュニケーション条例（案）

本町は、障がいのあるなしにかかわらず、町民誰もがいつまでも安全で
安心に、いきいきと暮らしていける住みよいまちづくりの実現を目指している。

障がい者は、その障がいの特性により、音声や文字からの話の意図が伝わり
にくいことや、自身の意思や感情を他者に伝えることができないことなど、
情報を十分に取得することや他者とのコミュニケーションを行うことが困
難な場合があり、生活のしづらさを経験している。

このような認識を共有し、障がいの特性に応じた情報の取得及びコミュニ
ケーション手段等について利用しやすい環境を整備することにより、全ての
町民が互いの人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指し、この
条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、障がいの特性に応じた情報の取得及びコミュニ
ケーション手段等を利用しやすい環境の整備に関し基本理念を定めるとともに、
町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにし、その施策を推進する
ことにより、それぞれの障がいを理解し、全ての町民が互いの人格及び個性
を尊重し支え合う共生社会を実現することを目的とする。

ていぎ
(定義)

だい じょう じょうれい つぎ かくごう かか ようご い ぎ とうがいかくごう さだ
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め
るところによる。

- (1) しょう しゃ しんたいしょう ちてきしょう せいしんしょう はったつしょう ふく
障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含
む。）、なんびょう ちりょうほうほう かくりつ しつぺい た とくしゅ しつぺい
難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいう。）
きいん しょう た しんしん きのう しょう い か しょう そうしょう
に起因する障がいその他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称
する。）がある者であって、しょう およ しゃかいてきしょうへき けいぞくてき にちじょうせいかつ
又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

- (2) しょう とくせい おう じょうほう しゅとくおよ しゅだんとう
障がいの特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段等
しゅわ ようやくひつき ひつだん だいひつ だいどく てんじ おんやく かくだい も じ じょうほうつうしん き き
手話、要約筆記、筆談、代筆、代読、点字、音訳、拡大文字、情報通信機器
しょう へい い ひょうげん ひょうき しゃしん え ず とう しょう とくせい おう
の使用、平易な表現、ひらがな表記、写真、絵図等の障がいの特性に応じ
りょう じょうほう しゅとくおよ しゅだん
て利用される情報の取得及びコミュニケーションの手段をいう。

- (3) しゃかいてきしょうへき しょう もの にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな
社会的障壁 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む
う え さまた しゃかい じぶつ せいど かんこう かんねん た いっさい
上で妨げとなるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切の
ものをいう。

- (4) ごうりてきはいりよ しゃかいてきしょうへき と のぞ じょうきょう おう おこな
合理的配慮 社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる
はいりよ かのう はんい さいだいげんていきょう
配慮であって、可能な範囲で最大限提供されるべきものをいう。

- (5) じぎょうしゃ ちょうない じぎょうかつどう おこな こじんおよ ほうじん た だんたい
事業者 町内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体を
いう。

(6) コミュニケーション支援者^{しえんしゃ} 手話通訳者^{しゅわつうやくしゃ}、要約筆記者^{ようやくひつきしゃ}、点訳者^{てんやくしゃ}、音訳者^{おんやくしゃ}、
その他障がい者の情報^{たしょう しゃ じょうほう}の取得^{しゅとくおよ}及びコミュニケーションを支援又は補助^{しえんまた ほじょ}する^{もの}者をいう。

(7) 学校等^{がっこうとう} 学校教育法^{がっこうきょういくほう}（昭和22年法律第26号）第1条^{しょうわ ねんほうりつだい ごう だいい じょう きてい がっこう}に規定する学校、
児童福祉法^{じどうふくしほう}（昭和22年法律第164号）第39条^{しょうわ ねんほうりつだい ごう だいい じょうだい こう きてい ほいくじょお}第1項に規定する保育所及び子
ども・子育て支援法^{こそだ しえんほう へいせい ねんほうりつだい ごう だいい じょうだい こう きてい ちいきがた}（平成24年法律第65号）第7条^こ第5項に規定する地域型
保育事業^{ほいくじぎょう}を行う事業所^{おこな じぎょうしょ}をいう。

基本理念^{きほんりねん}

第3条^{だいい じょう} 障がい^{しょう}の特性^{とくせい}に応じた情報^{おう じょうほう}の取得^{しゅとくおよ}及びコミュニケーション手段^{しゅだん}
利用^{りよう}しやすい環境^{かんきょう}の整備^{せいび}は、障がい者の情報^{しょう しゃ じょうほう}の取得^{しゅとくおよ}及びコミュニケーション
を行う権利^{おこな けんり}を尊重^{そんちょう}し、全ての町民^{すべ ちょうみん}が互いに人格^{たが}及び個性^{じんかくおよ}を尊重^{こせい}し合う^{そんちょう あ}
ことを基本^{きほん}として行^{おこな}わなければならない。

町の責務^{まち せきむ}

第4条^{だいい じょう} 町は、前条^{まち ぜんじょう}に定める基本理念^{さだ きほんりねん}（以下「基本理念^{い か きほんりねん}」という。）にのっと
り、障がい者^{しょう しゃ}に対する合理的配慮^{たい ごうりてきはいりょ}を提供^{ていきょう}するとともに、障がい^{しょう}の特性^{とくせい}に応
じた情報^{じょうほう}の取得^{しゅとくおよ}及びコミュニケーション手段^{しゅだん}の理解^{りかい}の促進^{そくしんおよ}及び利用^{りよう}しやす
い環境^{かんきょう}の整備^{せいび}に関する施策^{かん しさくとう}等を総合的かつ計画的^{そうごうてき けいかくてき}に推進^{すいしん}するものとする。

町民の役割^{ちょうみん やくわり}

第5条 町民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、町の施策に協力

するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深めるとともに、町の施策に

協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、障がい者が障がいの特性に応じた情報の取得及びコミュニ

ケーション手段を利用できるようにするための合理的配慮を提供するものとする。

(施策の推進)

第7条 町は、次に掲げる施策を推進するものとする。

(1) 障がいの特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段に対す

る理解促進に関する施策

(2) 障がい者が障がいの特性に応じた情報の取得及びコミュニケーショ

ン手段を利用しやすい環境の整備に関する施策

(3) コミュニケーション支援者の養成及び確保に関する施策

(4) 学校等における、障がいの特性に応じた情報の取得及びコミュニケー

ション手段に対する理解を促進する施策

(5) 災害その他非常の事態における、障がいの特性に応じた情報の取得及

びコミュニケーション手段の確保に関する施策

(6) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために町長が必要と認める施策

(情報コミュニケーション施策推進会議)

第8条 町は前条各号に規定する施策について、実施状況の確認及び見直し

を行うため、江北町情報コミュニケーション施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

2 前項の推進会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。